

議案第 1 1 号

狭山市火災予防条例の一部を改正する条例

狭山市火災予防条例（昭和 3 6 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「2 0 キロワット」を「2 0 キロワット」に改め、「の各号」を削る。

第 1 5 条第 1 項中「の各号」を削り、同項第 2 号イ中「ヒューズ」を「ヒューズ」に改める。

第 2 8 条第 1 項中「アスファルト等」を「アスファルト等」に改める。

第 2 9 条の 3 第 1 項第 2 号中「第 1 3 条の 3 第 1 号」を「第 1 3 条第 1 号」に改める。

第 3 7 条の見出し中「キヤバレー等」を「キャバレー等」に改め、同条中「キヤバレー、カフェー」を「キャバレー、カフェー」に、「キヤバレー等」を「キャバレー等」に、「ボックス席」を「ボックス席」に改める。

第 3 7 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（個室型の店舗の避難管理）

第 3 7 条の 3 カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するものの遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

第 4 4 条中「の各号」を削り、同条第 9 号中「5 0 キロワット」を「5 0 キロワット」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 7 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 7 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定の施行の際、現に存する改正後の第 3 7 条の 3 に規定するカラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの（以下「個室型店舗」という。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗のうち、改正後の第 3 7 条の 3 に定める基準に適合しないものに係る遊興の用

に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける避難通路に面する外開き戸の基準については、同条の規定は、平成23年3月31日までの間は、適用しない。

平成22年2月24日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

カラオケボックス等の個室型の店舗における防火安全対策を講じるため、当該店舗の個室に設ける戸の基準を定めるとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。